

24660-1342
平成28年6月21日

私立保育園（所）長 殿

宮崎県こども政策課長
（公印省略）

熊本地震の被災地に対する保育所運営費（委託費）からの義援金の
支出について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。
なお、寄付金先については、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付をするよう検討してください。

記

- 1 支出できる額の範囲
前期末支払資金残高の範囲内とする。
 - 2 手続き方法
（次の①～⑤の流れとなります。）
 - ① 理事会の承認（理事長専決事項の範囲内であれば不要）
 - ② 市町を経由して県へ協議書（別紙様式）を提出（市町を経由）
 - ③ 県の承認
 - ④ 義援金を支出
 - ⑤ 領収書（又は振り込み関係書類）の写し及び理事会の承認が得られたことを示す書類（理事会議事録の写し又は理事長専決事項が定められている事務決裁規程等）を県こども政策課へ直接提出
- ※ 理事会議事録の写し又は事務決裁規程等については、原本証明が必要

担当：幼児教育保育担当 花畑
TEL:0985-26-7057
FAX:0985-26-3416
E-mail:hanabata-shuichi@pref.miyazaki.lg.jp

保育所運営費（委託費）から災害義援金を支出する場合の事前協議書

平成 年 月 日

宮崎県福祉保健部長 殿

設置者 住 所
法人名
理事長

熊本地震に係る災害義援金について、保育所運営費（委託費）からの支出を計画しているため、下記のとおり事前に協議します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 前期末支払資金残高 円
- 4 寄付しようとする金額 円
- 5 寄付しようとする相手先
- 6 理事会承認年月日 平成 年 月 日（理事長専決の場合は記載不要）

（注）

- 1 協議書は、保育所の所在地の市町を經由して提出すること
- 2 支出後は、県こども政策課へ領収書（又は振込関係書類）の写し、理事会の承認が得られたことを示す書類（理事会議事録の写し又は理事長専決事項が定められている事務決裁規程等）を県こども政策課へ直接提出すること
なお、理事会議事録の写し又は事務決裁規程等については、原本証明を行うこと